



国民年金の保険料を納めるのが困難なときは 国民年金の保険料免除制度を

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料の納付が必要ですが、経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料が、全額免除・4分の1納付・半額納付・4分の3納付となる場合があります。また30歳までの人は納付猶予の制度もあります。

☎保険年金課国民年金班 ☎295086(市役所1階⑨番窓口)、総合支所市民福祉課、支所、岩国年金事務所 ☎242222(立石町一丁目8-7)

○保険料免除制度 ※保険料は平成26年度の額

免除の種類	納付額
全額免除	納付額はありせん
4分の3免除	月額3,810円(保険料の1/4)を納付
半額免除	月額7,630円(保険料の1/2)を納付
4分の1免除	月額1万1,440円(保険料の3/4)を納付

※納付すべき保険料を納付しない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)になります。

○若年者納付猶予制度(免除申請と同時に受け付けます)

30歳に達する日の前月まで、本人と配偶者の所得が一定以下のときは、申請により保険料納付が猶予されます。

免除申請の対象になる人

■前年所得(収入)が少ない人

※前年所得(収入)により判定します(配偶者・世帯主の所得も判定の対象となります)。

■失業した人

※離職票など、失業したことを証明するものがが必要です。

■事業を休止または廃止した人

※事業の休止または廃止の事実を明らかにできる主管官庁の証明などが必要です。

免除申請の受け付け

平成26年度(平成26年7月分～平成27年6月分)の申請は平成26年7月1日からです。また平成26年4月より申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって申請できるようになりました。

(例)平成24年6月分の免除申請⇨平成26年7月31日まで受け付け

■申請に必要なもの

○年金手帳または基礎年金番号通知書

○印鑑

○失業などによる場合は、離職票など必要に応じた添付書類

未納のままにしておく

未納期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されず、受給額へも反映されません。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた際、障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。

将来の年金への影響は

免除期間は、受給資格期間(年金を受給するには25年以上必要)に算入されませんが、受給できる年金額は免除を受けた期間や免除の種類によって減額されます。

猶予期間は、受給資格期間に算入さ

れますが、受給額へは反映されません。

追納できます

免除期間や猶予期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に算入されます。ただし、3年度目以降は、当時の保険料に加算金が上乗せされます。

これまで免除だった人は

申請は、原則として毎年度必要です。ただし、申請時に継続審査を希望し、全額免除・納付猶予が承認された場合は、翌年度以降改めて申請を行わなくても自動的に審査を行います。

